

# 諮問第132号の概要

## (貸金構造基本統計調査の変更)

# 1 賃金構造基本統計調査の概要（現行計画）

令和元(2019)年5月16日承認

## 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性別、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

## 調査の概要

### 調査の沿革

➤ 昭和23年に「個人別賃金調査」の名称で調査を開始以降、毎年実施。昭和39年から現在の調査名称に変更

### 調査実施課

厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）付参事官（企画調整担当）付賃金福祉統計室

### 調査範囲 及び 報告者数

- 日本標準産業分類に掲げる大分類のうち「農業、林業」、「漁業」等を除く16産業に属する事業所
- 常用労働者5人以上を雇用する民営事業所（常用労働者5～9人の事業所については、企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び常用労働者10人以上を雇用する公営事業所  
⇒約8万事業所（母集団:約140万事業所）
- 上記事業所に雇用される労働者  
⇒約170万人（母集団:約4,200万人）

### 調査票 及び 調査事項

#### 【事業所票】

事業内容、雇用形態別労働者数（常用労働者・臨時労働者）、企業全体の常用労働者数、新規学卒者の初任給額及び採用人員等

#### 【個人票】

労働者の性別、雇用形態、就業形態、最終学歴、年齢、勤続年数、役職又は職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、通勤手当・精皆勤手当・家族手当、賞与・期末手当等特別給与額等

### 調査期日

毎年6月30日現在（ただし、個人票の「きまって支給する現金給与額」等については6月の1か月間、「賞与・期末手当等特別給与額」については調査実施前年の1月1日から12月31日までの間）

### 調査組織

- 調査票の配布：厚生労働省－報告者
- 調査票の回収
  - 【一括調査企業に属する事業所】  
厚生労働省－報告者
  - 【一括調査企業に属する事業所以外の事業所】  
厚生労働省－都道府県労働局－（労働基準監督署）－（調査員・職員）－報告者

### 調査方法

調査員、郵送、その他（職員）

### 公表時期

概要：調査実施翌年の3月  
詳細：調査実施翌年の6月

## 2 調査結果の利活用状況

### 行政施策上の利用

#### ◆ 最低賃金の改定

中央最低賃金審議会における最低賃金改定の目安の設定の基礎資料

#### ◆ 労災保険給付額の算定

労災保険給付の休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定の基礎資料

#### ◆ 地域手当の算定

人事院における国家公務員給与の地域手当の支給地域及び支給割合の決定の基礎資料

#### ◆ 女性の役職者割合の算出

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）における企業認定基準<sup>（注）</sup>の設定のための基礎資料

（注）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づく行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができ、認定を受けた場合は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品などに付することができる。

### 企業等による利用

#### ◆ 企業における賃金決定等の基礎資料

### 3 今回の変更経緯・概要

#### 令和元年調査の変更概要（平成31年4月26日答申）

令和2年（2020年）調査以降の抜本的な調査計画の見直しに向けて、喫緊に対応が必要な以下の事項を過渡的に変更

##### ◆ 調査方法

⇒ 統計調査員が調査票を配布・回収する方法から、「郵送調査」を基本とした方法に変更（注）するとともに、電子媒体による調査票の提出も可能な一括調査方式を導入

（注）厚生労働省が報告者に直接、調査票を郵送し、都道府県労働局等を経由して郵送回収する方法を原則としつつ、一部、統計調査員又は都道府県労働局等の職員により回収

##### ◆ 調査事項

⇒ 外国人労働者の「在留資格」を把握する調査事項の追加、「労働者の番号又は氏名」を把握する調査事項の削除等

##### ◆ 調査対象の属性的範囲

⇒ 「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に属する事業所の除外見送り

など

#### 令和2年調査からの変更概要（今回の諮問）

◆ オンライン調査の導入、一括調査における民間事業者の活用（調査方法の変更）

◆ 調査事項の追加・削除を踏まえた事業所票と個人票の統合（調査事項の変更）

◆ 労働者数の推計方法の変更を含めた集計事項の見直し・再編（集計事項の変更等）

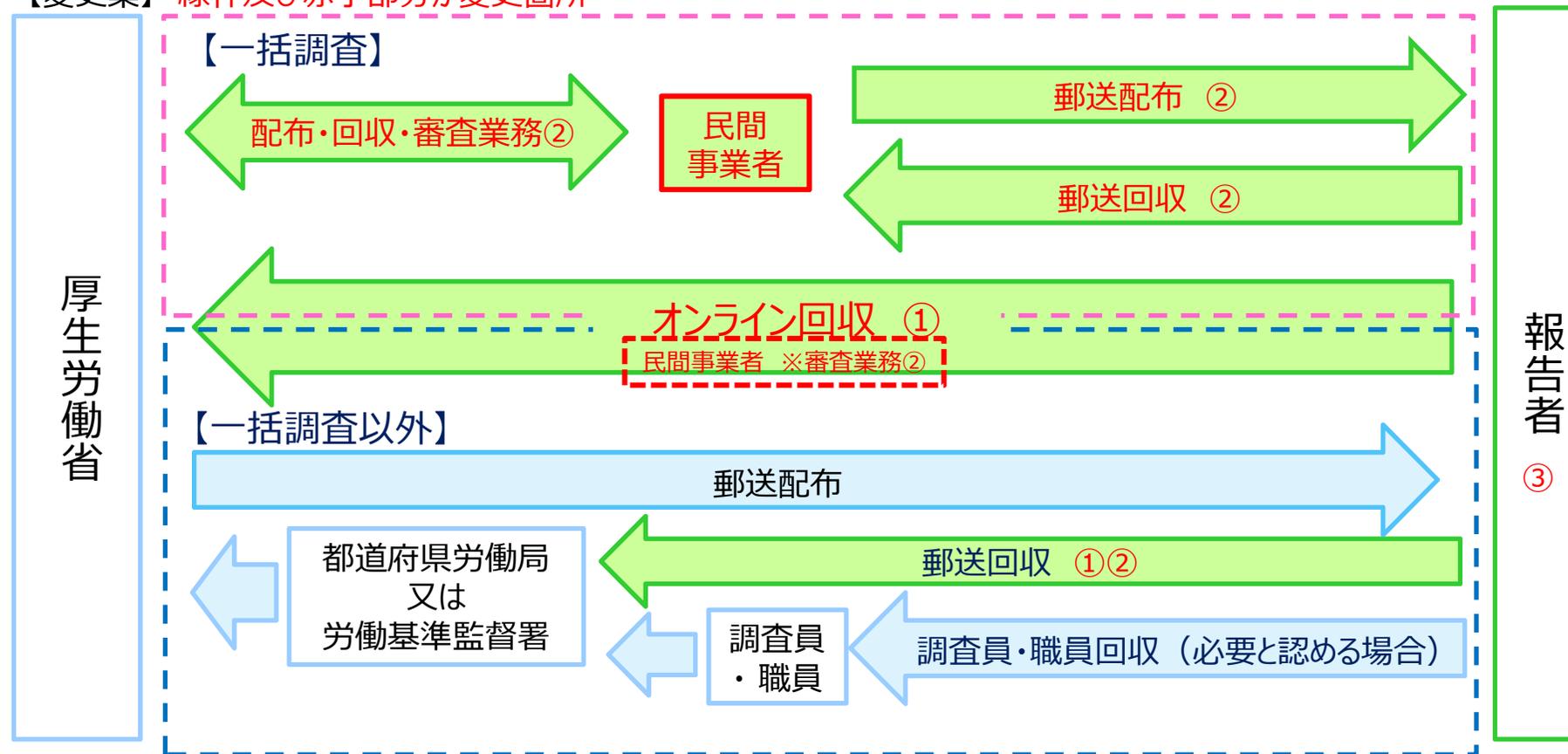
など

## 4 調査計画の主な変更（1） - 調査方法 -

◆ オンライン調査の導入及び一括調査における実査業務への民間事業者の活用などにより、報告者の利便性向上を図りつつ調査業務を効率化（地方実査機関の負担軽減）

- ① 政府統計共同利用システムを活用したオンライン調査を導入するとともに、一括調査においてのみ可能としていた電子媒体による提出も全面的に可能とするよう変更
- ② 一括調査における調査票の配布・回収・審査業務、一括調査以外においてオンライン等により提出された調査票の審査・照会に係る業務等に民間事業者を活用
- ③ 報告者が希望する場合は、事業所内の全労働者について回答することを可能とするよう変更

【変更案】 緑枠及び赤字部分が変更箇所



## 4 調査計画の主な変更（2） － 調査事項① －

- ◆ 個人票の調査事項を活用することにより事業所票の調査事項を削除し、報告者負担を軽減
  - 「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項を削除

### 【現行計画】

(5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所のみ記入してください。）

① 貴事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員

区 分	男		女	
	初 任 給 額	採用人員	初 任 給 額	採用人員
高 校 卒	万 千 百 円	人	万 千 百 円	人
高専・短大卒				
大 学 卒	事 務 系			
	技 術 系			
大 学 院 修士課程修了				

② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。

### 【変更後】



削除



# 4 調査計画の主な変更 (2) - 調査事項③ -

## ◆ 行政ニーズや他の統計との比較可能性等を踏まえた個人票の調査事項の見直し (続き)

- 調査結果の利活用状況及び他統計による代替可能性を踏まえ、報告者負担の軽減に資することから、「きまって支給する現金給与額」を把握する調査項目の内訳である「通勤手当」、「精皆勤手当」及び「家族手当」を削除

【現行計画】

【変更後】

(15) きまって支給する現金給与額			(17) (15)のうち 通勤手当	(18) (15)のうち 精皆勤手当	(19) (15)のうち 家族手当
<p>(超過労働給与額を含まず。)</p> <p>1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものも含まれます。</p> <p>(ベース・アップによる5月分以前の差額追給は除きます。)</p>	<p>(16) (15)のうち 超過労働給与額</p> <p>時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等</p>	<p>(E)製造業で事業所規模99人以下の事業所、I卸売業、小売業、K70物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、P医療、福祉又はRサービス業(他に分類されないもの)で同29人以下の事業所のみ記入してください。</p>			
		<p>通勤労働者に対し、通勤交通費の全額又は一部として支給する手当</p>	<p>一定期間の所定労働日において遅刻、早退、欠勤等の事故が一定回数以下の労働者に対し支給する手当</p>	<p>扶養家族を有する労働者に対し支給する手当</p>	
<p>[ 1 0 0 円未満の端数は四捨五入してください</p>					
<p>万 千 百 円</p>	<p>万 千 百 円</p>	<p>万 千 百 円</p>	<p>万 千 百 円</p>	<p>万 千 百 円</p>	



(14) きまって支給する現金給与額	
<p>毎月同じように支給される給与(税込み)で、超過労働給与額を含まず。</p> <p>1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものも含まれます。</p>	<p>(15) (14)のうち 超過労働給与額</p> <p>時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等</p>
<p>百万 千 円</p>	<p>千 円</p>



## 4 調査計画の主な変更（3） — 集計事項等 —

- ◆ 調査事項の削除や職種区分の見直しに伴い、所要の削除及び変更（職種大分類別の集計表の追加等）を行うとともに、精度確保の観点から、表章困難な集計事項を削除するなど、集計事項を整理・見直し
- ◆ 合わせて、復元倍率に事業所の回収率の逆数を乗じて復元する本来の方法に変更するとともに、過去の調査結果についても一定期間遡って新たな推計方法により再集計

### 【整理・見直し例】

区分	現行	変更案
変更	（1）全国に関する事項 ①常用労働者に関する事項 ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項	○全国 ①常用労働者のうち一般労働者に関する事項 ア 企業規模10人以上の事業所に係る集計
	（シ）（在留資格区分別所定内給与額等） 在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	（第22表）在留資格区分、産業別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
	（第23表）在留資格区分、企業規模別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数	（第24表）在留資格区分、雇用形態別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数
削除	（ソ）（初任給与額等）産業、企業規模、性、学歴別初任給与額及び新規学卒労働者数	【削除】
追加	【追加】	（第15表）産業、企業規模、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

## 5 4月答申における「今後の課題」への対応状況（1）

### 課題内容

#### （1）統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供

以下の点に留意しつつ、引き続き検討することが必要

- ① 毎月勤労統計調査と本調査とは、推計方法が異なることに留意しつつ、適切な比較・分析を行うほか、集計値を用いた比較に加え、同一事業所の個票を抽出して比較することについても検討
- ② 賃金水準について、類似統計との比較可能性も含めて検討



### 指摘を踏まえた対応状況等

- ① 毎月勤労統計調査と賃金構造基本統計調査の調査対象範囲を揃えた上で集計・比較を行うこととし、現在試算中⇒【継続的に取組中】
- ② 賃金水準について、類似統計と想定される人事院の「職種別民間給与実態調査」や国税庁の「民間給与実態統計調査」との比較可能性を検討した結果、調査対象、調査事項等が異なり、比較困難であると判断。今後、上記2調査の所管機関と調整の上、各調査と本調査との違い等について、厚生労働省ホームページに掲載することを検討中⇒【継続的に取組中】

#### （2）個人票における匿名データの提供検討

匿名データ化の検討に当たり、個人票の情報のみならず、当該事業所票の情報を付加することも含め、利用者にとってより利便性の高いデータ提供に向けた検討を推進することが必要



個人票には都道府県、産業及び企業規模等報告者の特定につながりやすい情報が付与されていることを踏まえ、匿名データ化が可能か、また、可能な場合の匿名化基準について、総務省と連携しつつ、統計研究研修所の支援を受けて検討を行うこととし、現在、匿名化に向けた具体的な課題の洗い出しを実施中⇒【継続的に取組中】

## 5 4月答申における「今後の課題」への対応状況（2）

### 課題内容

#### （3）調査方法の見直し等の検討

- ◆ オンライン調査の導入等の調査方法の見直し及び更なる公表の早期化
- ◆ 調査対象職種の見直し及び学歴区分の細分化
- ◆ 回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更
- ◆ 事業所内の全労働者を対象とする調査の実施可能性及びその場合の推計方法の検討
- ◆ 統計ニーズへのよりの確な対応を図る観点からの調査事項及び集計事項の見直しの検討
  - ① 個人票における外国人労働者の「国籍」等の把握
  - ② 事業所票及び個人票における既存の調査事項の見直しの検討
  - ③ 外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項の充実

### 指摘を踏まえた対応状況等

- ◆ オンライン調査の導入等の調査方法の見直し及び更なる公表の早期化
  - ① オンライン調査の導入等の調査方法の見直し  
⇒【今回の変更で対応】
  - ② 更なる公表の早期化  
オンライン調査の実施状況を踏まえ、引き続き検討⇒【継続的に取組中】
- ◆ 調査対象職種の見直し及び学歴区分の細分化  
⇒【今回の変更で対応】
- ◆ 回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更  
⇒【今回の変更で対応】
- ◆ 事業所内の全労働者を対象とする調査の実施可能性及びその場合の推計方法の検討  
⇒【今回の変更で対応】
- ◆ 統計ニーズへのよりの確な対応を図る観点からの調査事項及び集計事項の見直しの検討
  - ① 個人票における外国人労働者の「国籍」等の把握  
令和元年調査から追加した外国人労働者の「在留資格」に係る集計結果を踏まえ、引き続き把握可能性について検討⇒【継続的に取組中】
  - ② 事業所票及び個人票における既存の調査事項の見直しの検討  
役職の把握について、事業所規模10人以上の事業所に拡大⇒【今回の変更で対応】  
短時間労働者の最終学歴の把握については、試験調査において産業、規模によっては半数近くが未回答であったこと、短時間労働者の学歴を把握していない事業所も多くみられたことから、把握困難と判断⇒【一定の結論】
  - ③ 外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項の充実  
令和元年調査における外国人労働者数等を踏まえ、統計精度の確保に留意しつつ、同調査結果の公表時期までに、性別、地域別等の集計可能性について検討⇒【継続的に取組中】

## 6 現時点で想定される主な論点

- ◆ オンライン調査の円滑な導入や、オンライン回答率向上に向けて具体的にどのような取組を行う予定か。
  - ◆ 民間事業者の活用に当たっては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に沿って、適切な業務の進捗管理や秘密の保護等に配慮されたものとなっているか。
  - ◆ 令和元年調査から導入した、一括調査や都道府県労働局との間の回収状況・督促履歴等をオンタイムで管理・共有するシステムは有効に機能しているか。更なる改善や拡充を図る余地はないか。
- 
- ◆ 変更する調査事項については、行政ニーズや利活用の観点からみて、必要かつ適切なものとなっているか。削除する調査事項については、利活用上の支障等は生じないか。利活用にも配慮しつつ、報告者負担の軽減を図る観点から、更なる改善を図る余地はないか。
- 
- ◆ 集計事項については、利活用等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。更なる改善を図る余地はないか。
  - ◆ 推計方法の見直しに当たっては、具体的にどのような検証・検討が行われたのか。当該検証・検討結果等を踏まえ、見直した推計方法については、推計精度の改善の観点からみて、適切なものとなっているか。
- 
- ◆ 4月答申時の課題への対応状況については、必要かつ適切なものとなっているか。更なる取組の余地はないか。